

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 20 日現在

機関番号：13101

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530122

研究課題名(和文) IDの法的研究 - 共通番号、国民ID及び民間IDのプライバシー・個人情報保護

研究課題名(英文) A Study of the Identifier; ID of the public sector and ID of the private sector - Protection of Privacy and Personal Data

研究代表者

鈴木 正朝 (Suzuki, Masatomo)

新潟大学・人文社会・教育科学系・教授

研究者番号：00422618

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円、(間接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：特定個人の識別情報(PII)該当性は、情報プライバシー規制で最も中心概念の1つである。個人データ保護法の範囲はPIIに該当するかどうかによって決定される。さらに情報科学は多くの状況では、非PIIであっても特定個人を識別し得ることがあることを示す。

PIIは特定個人の識別情報と特定個人の識別可能情報に区分できるが、その区分の有用性を再検討し、新たにPIIを再構成していかなければならない。この理論を検討する一つの素材としてIDに着目し、PIIの従前の考え方が新たな問題にどう対応できるか、立法的検討を行い提案した。

研究成果の概要(英文)：Personally identifiable information (PII) is one of the most central concepts in information privacy regulation. The scope of personal data protection laws typically turns on whether PII is involved. Moreover, computer science has shown that in many circumstances non-PII can be linked to individuals, and that de-identified data can be re-identified. PII and non-PII are thus not immutable categories, and there is a risk that information deemed non-PII at one time can be transformed into PII at a later juncture.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：個人情報 プライバシー ID 識別子

1. 研究開始当初の背景

(1) ケータイIDなど民間個人番号を使ったマーケティング手法が社会的問題となり、当該番号がそもそも個人情報に該当するか、またこうした個人番号がなぜ法的に保護されなければならないかということが日本でも問われるようになってきた。

(2) 共通番号制度(マイナンバーや医療等ID)など公的個人番号の導入も具体的に政府の政策課題となり、住民基本台帳ネットワーク同様に、国民のプライバシーへの脅威が問題になった。

2. 研究の目的

(1) 個人番号(識別子)は、個人情報に該当するか、個人番号(識別子)を法的に保護の対象とする理由は何か、法規制すべき個人番号(識別子)の法的性質は何かについて明らかにすること。

(2) 公的番号であるマイナンバーの規制のあり方について研究すること。

(3) 個人情報保護法改正案について提言すること。

3. 研究の方法

(1) ID研究会を開催し事案の分析、論点の検討等を行った。

(2) 各種企業のビジネスモデル、匿名化に関する技術問題、法律問題についてそれぞれの研究者からヒアリングした。

(3) 内閣官房の番号法案担当官、個人情報保護法改正案の担当官等と意見交換を行った。

4. 研究成果

(1) 論文にまとめ法律雑誌等で公表したほか、書籍(の1章)にして発刊した。

(2) 法学会のみならず、医療系の学会、情報処理系の学会などを通じて報告したほか、各種セミナー等で数多く講演した。

(3) ニコニコ生放送に「情報法チャンネル」を設置し、対談などをカフェ方式で聴講者を募り、オンライン配信した(約2000人の視聴者数)。また対談の内容は、テープ起こしをして、ブログにおいて連載した。

(4) 番号法案について内閣官房や国会議員に非公式に提言したほか、個人情報保護法改正案については政府のIT総合戦略本部パーソナルデータに関する検討会委員として、見直し方針案に至る意見表明をしたほか、大綱作成に向けて私案を提言した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計13件)

板倉 陽一郎、伊藤 孝一、菊池 浩明、高木 浩光、高橋 克巳、中川 裕志、正田 敏朗、廣田 啓一、山口 利恵、渡邊 創、「完全な匿名化」幻想を超えて、2014年暗号と情報セキュリティシンポジウム予稿集、電子情報通信学会、2014。(査読無)

鈴木 正朝、Interview Suica 問題とは何であったのか：個人情報保護法改正の視点は何か(特集 パーソナルデータ企業法務の視点)、Business law journal7(5)、2014、pp.39-41。(査読無)

鈴木 正朝、他国への個人データ越境移転制限条項の検討：個人情報保護法改正の論点(特集 ビッグデータの利活用に向けた法的課題：パーソナルデータ保護法制の展望)、ジュリスト=Monthly jurist 1464、2014、pp.59-64。(査読無)

鈴木 正朝、医療ビッグデータ時代のプライバシー・個人情報保護法制のあり方、日本公衆衛生学会総会抄録集 72nd、2013、p.66。(査読無)

鈴木 正朝、共通ポイントカードの消費者保護(特集 知っておきたい最新ネット事情)、国民生活。ウェブ版(12)、2013、pp.8-10。(査読無)

高木 浩光、鈴木 正朝、利用者の誤認を誘発する利用者情報送信アプリの法的リスク(データ活用ビジネスとプライバシー問題)、Business law journal6(1)、2013、pp.28-37。(査読無)

秋山 昌範、佐藤 慶浩、鈴木 正朝、中安 一幸、番号制度下における医療情報の活用と保護に関する検討、医療情報学連合大会論文集 32nd、2012、pp.108-111。(査読無)

鈴木 正朝、ライフログ時代における法規制のあり方：識別子となる「番号」の法的性質(特集 プライバシー情報の利用可否をどう判断するか)、Business law journal 5(10)、2012、pp.64-68。(査読無)

鈴木 正朝、特集 インターネット、スマートフォンをめぐる個人情報保護法制の動向と課題、日本データ通信 187、2012、pp.15-19。(査読無)

鈴木 正朝、「社会保障・税番号」制度の導入：懸念されるプライバシーの権利侵害(特集 日本税制の変革と将来展望：漂流する抜本改革の行方を追う)、

税理 55(1)、2012、pp.25-33.(査読無)

秋山 昌範、中安 一幸、鈴木 正朝、佐藤 慶浩、社会保障・税番号制度と医療情報保護法案の動向と医療情報の利活用、医療情報学連合大会論文集 31st、2011、pp.249-250.(査読無)

鈴木 正朝、アコード租税総合研究所報告(第 31 回)「個人情報」と「番号」(識別子)--法規制の対象とすべき番号とは何か、月刊税務事例 43(8)、2011、pp.27-32.(査読無)

鈴木 正朝、フロントページ まずは「番号とは何か」という哲学の議論が必要だ、税理 54(7)、2011、pp.2-5.(査読無)

[学会発表](計 3 4 件)

藤村 明子、鈴木 正朝、高橋 克巳、佐藤 慶浩、パーソナルデータに関する検討会チュートリアル、情報処理学会第 158 回 DPS・第 64 回 CSEC 合同研究発表会、2014 年(明治大学総合数理学部)

高木 浩光、個人識別性の再考と法改正に向けた提案、堀部政男情報法研究会第 9 回シンポジウム、2013 年(一橋記念講堂)

鈴木 正朝、個人情報保護法改正と他国へのセンシティブデータ移転問題への対応について、堀部政男情報法研究会第 9 回シンポジウム、2013 年(一橋記念講堂)

鈴木 正朝、個人情報保護法改正の動向、日本セキュリティ・マネジメント学会合同研究会(JSSM)、2013 年(中央大学理工学部)

高木 浩光、パーソナルデータ保護を考える、OpenID ファウンデーション、2013 年(ベルサール芝公園)

鈴木 正朝、ビッグデータ・ビジネスの

ためのプライバシー・個人情報保護法制の考え方、OpenID ファウンデーション、2013 年(ベルサール芝公園)

高木 浩光、パーソナルデータ保護法制に向けての提案、法とコンピュータ学会研究大会、2013 年(東京大学)

新保史生、藤原静雄、高木 浩光、鈴木 正朝、水町雅子、パネルディスカッション「ビッグデータ、マイナンバー、プライバシーあるいは個人情報保護制度の見直し」、法とコンピュータ学会、2013 年(東京大学)

高木 浩光、個人情報保護法制のグローバルダイナミズム 法改正への提案、情報ネットワーク法学会 研究大会、2013 年(関西大学)

鈴木 正朝、教育講演 1 医療ビッグデータ・ビジネスのためのプライバシー・個人情報保護法制の考え方、日本公衆衛生学会第 72 回大会、2013 年(三重県総合文化センター)

鈴木 正朝、医療における個人情報保護法制の動向と課題、日本泌尿器科学会東部総会、2013 年(新潟朱鷺メッセ)

鈴木正朝、ビッグデータ時代の個人情報保護法制のあり方-Suica 問題と匿名化措置の検証 個人情報保護法改正の論点、2013 年(国際大学 GLOCOM)

鈴木 正朝、「パーソナルデータの取扱いルール整備に向けて検討すべき論点」について(私案)、情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 第 2 回パーソナル

データに関する検討会、2013年（合同庁舎4号館）

鈴木 正朝、個人情報保護法制と医療連携・医療イノベーション、平成25年度厚生労働科学研究費補助金 研究課題：遠隔医療を実施する拠点病院のあり方に関する研究、岩手医科大学、2013年（ホテルメトロポリタン盛岡）

鈴木 正朝、わが国の個人情報保護法制の立法課題、パーソナルデータの利用・流通に関する研究会（第4回）、2013年（総務省）

鈴木 正朝、再生医療・遺伝子研究実用化と個人情報保護、国際会議 国民医療ナンバー制度のあり方を考える セッション 2 再生医療・遺伝子研究実用化へ向けて、2013年（東京大学政策ビジョン研究センター）

鈴木 正朝、個人情報保護法における第三者提供制限義務（23条）の課題と活用促進策の限界 - 現行法下での連結可能匿名化容認案等と23条の潜脱的解釈の問題、情報通信学会 情報知財研究会、2013年（東京大学）

鈴木 正朝、個人データの活用とプライバシー～ビジネスと法律の狭間で～、情報通信学会 情報知財研究会、2013年（東京大学）

高木 浩光、パーソナルデータ保護法制に向けた最近の動向、グリッド協議会第39回ワークショップ パーソナルIDとビッグデータ、その基盤、グリッド協議会、2013年（学術総合センター）

高木 浩光、山口 利恵、渡邊 創、国家による個人識別番号とその利用システムのあり方～プライバシーの観点から～、コンピュータセキュリティ研究会（CSEC）情報処理学会、2013年（弘前大学）

⑳ 高木 浩光、カメラ映像の利活用とプライバシー再考、コンピュータビジョンとイメージメディア研究会（CVIM）情報処理学会、2013年（大阪大学）

㉑ 鈴木 正朝、自治体情報の管理と発信、第12回情報ネットワーク法学会研究大会第5分科会、2012年（情報セキュリティ大学院大学）

㉒ 鈴木 正朝、番号制度下における医療情報の活用と保護に関する検討、第32回医療情報学連合大会、2012年（新潟朱鷺メッセ）

㉓ 高木 浩光、プライバシー影響サービスの倫理 問題サービスの近年の動向と課題、技術と社会・倫理研究会（SITE）電子情報通信学会、2012年（東京電機大学）

㉔ 鈴木 正朝、在宅医療における個人情報保護とプライバシー、在宅医療に関する課題研究会第6回、2012年（東京大学政策ビジョン研究センター）

㉕ 鈴木 正朝、個人情報保護法制におけるマイナンバーと医療個人情報、シンポジウム・医療情報の利活用及び保護とデジタル・フォレンジック、特定非営利活動法人デジタル・フォレンジック研究会・東京大学政策ビジョン研究センター、2012年（東京大学）

⑳ 鈴木 正朝、マイナンバー法時代の個人情報保護法制の課題 個人情報保護法（一般法）とマイナンバー法（特別法）の不整合、第 6 回シンポジウム マイナンバー法時代におけるプライバシー・個人情報保護<課題と展望>、堀部政男情報法研究会、2012 年（一橋記念講堂）

㉑ 鈴木 正朝、個人情報保護法制と PIMS 規格・民間認証制度の意義と課題、本のプライバシー・個人情報保護とマネジメントシステムの国際標準化シンポジウム(第 1 回)、情報ネットワーク法学会、2012 年（学術総合センター）

㉒ 鈴木 正朝、番号制度下における医療情報の活用と保護に関する制度的検討、特定非営利活動法人デジタル・フォレンジック研究会、2012 年（シスコシステムズ合同会社）

㉓ 鈴木 正朝、個人情報保護法制における番号法案と医療情報保護法案の課題 - 個人情報保護法制の限界と情報プライバシー保護法制への転換(改正)の必要性、第 31 回医療情報学連合大会報告、2011 年（鹿児島サンロイヤルホテル）

㉔ 高木 浩光、情報連携基盤及び付番機関の意義と課題、堀部政男情報法研究会第 5 回シンポジウム 社会保障・税番号(マイナンバー)制度におけるプライバシー・個人情報保護のあり方 <課題と提言>、2011 年（関西大学東京センター）

㉕ 鈴木 正朝、番号制度と情報プライバシー、東京財団番号制度フォーラム、2011 年（日本財団）

㉖ 鈴木 正朝、番号(識別子)と法規制の考え方、特定非営利活動法人デジタル・フォレンジック研究会第 8 期第 2 回、2011 年（東京都南部労政会館）

㉗ 鈴木 正朝、個人情報保護法制からプライバシー情報保護法制へ：第三者機関（日本版プライバシーコミッショナー制度）創設と制度設計のあり方、行政 IT 用益研究会、2011 年（東京大学）

〔図書〕(計 2 件)

岡村 久道編『クラウド・コンピューティングの法律』、民事法研究会、鈴木 正朝、第 5 章 個人情報保護法制とクラウド、2013、pp.109～157

松本 恒雄、町村 泰貴、齋藤 雅弘編『電子商取引法』、勁草書房、鈴木 正朝、第 8 章 個人情報の保護、2013、pp.242～282

〔産業財産権〕  
出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等  
「情報法チャンネル」  
<http://ch.nicovideo.jp/rompal>

「連載 プライバシーフリークカフェ」  
<http://enterprisezine.jp/iti/detail/5752>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

鈴木 正朝 (SUZUKI, Masatomo)  
新潟大学・人文社会・教育科学系・教授

研究者番号：0042618

(2)研究分担者

高木 浩光 (TAKAGI, Hiromitsu)  
独立行政法人産業技術総合研究所・主任  
研究員  
研究者番号：10262958